

令和5年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

令和5年2月24日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 人権尊重都市宣言の制定について
- 日程第6 議案第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第7 議案第3号 和解について
- 日程第8 議案第4号 瑞穂市指定金融機関の指定について
- 日程第9 議案第5号 瑞穂市公共下水道事業基金条例の制定について
- 日程第10 議案第6号 瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第7号 瑞穂市史編さん委員会設置条例を廃止する条例について
- 日程第12 議案第8号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第9号 瑞穂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 瑞穂市附属機関設置条例及び瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第14号 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第15号 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第20 議案第16号 令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第17号 令和4年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第18号 令和4年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第23 議案第19号 令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第5号）  
日程第24 議案第20号 令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第4号）  
日程第25 議案第21号 令和5年度瑞穂市一般会計予算  
日程第26 議案第22号 令和5年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算  
日程第27 議案第23号 令和5年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算  
日程第28 議案第24号 令和5年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算  
日程第29 議案第25号 令和5年度瑞穂市水道事業会計予算  
日程第30 議案第26号 令和5年度瑞穂市下水道事業会計予算  
日程第31 議案第27号 市道路線の認定について（その1）  
日程第32 議案第28号 市道路線の認定について（その2）  
日程第33 議案第29号 市道路線の認定について（その3）  
日程第34 議案第30号 市道路線の認定について（その4）  
日程第35 議案第31号 市道路線の廃止について  
日程第36 発委第1号 瑞穂市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について  
日程第37 発委第2号 瑞穂市政治倫理条例の一部を改正する条例について

#### ○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

#### ○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 淵 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広 瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

#### ○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	服 部 照	企 画 部 長	山 本 康 義
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長	棚 橋 正 則
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	広 瀬 進 一	健 康 福 祉 部 長	佐 藤 彰 道
都 市 整 備 部 長	桑 原 秀 幸	調 整 監	宇 野 真 也
環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博	教 育 委 員 会 長	佐 藤 雅 人
会 計 管 理 者	清 水 千 尋	教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	西 村 陽 子
		監 査 委 員 会 長 事 務 局 長	

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	久 野 秋 広	書 記	古 澤 秀 樹
書 記	河 野 和 泉		

### 開会及び開議の宣告

○議長（若井千尋君） ただいまから、令和5年第1回瑞穂市議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（若井千尋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号1番 広瀬守克君と2番 藤橋直樹君を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（若井千尋君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月17日までの22日間に決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（若井千尋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

4件報告します。

まず、3件について、議会事務局長より報告させます。

○議会事務局長（久野秋広君） 議長に代わり、3件報告します。

1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は、令和4年11月分、12月分が実施されました。いずれも現金、預金及び借入金金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

その他の項目については、お手元に配付のとおりでございます。

2件目は、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は11月8日に市民窓口課、12月2日に環境課を対象に実施され、いずれも財務の事務はおおむね適正に執行されているものと認められたとの報告でした。

その他の監査結果につきましては、お手元に配付のとおりです。

3件目は、岐阜県市議会議長会の報告です。

2月2日に第289回岐阜県市議会議長会議が下呂市で開催され、議長、副議長と私の3人が出席しましたので報告します。会議では、令和4年7月13日から令和5年2月1日までの会務報告の後、令和5年度予算を定める議案など4議案が審議され、いずれも原案のとおり可決されました。なお、次回の岐阜県市議会議長会議は7月に海津市で開催される予定です。以上です。

○議長（若井千尋君） 以上、報告した資料は事務局に保管してありますので、御覧いただきたいと思えます。

続きまして、令和5年第1回もとす広域連合議会定例会について、松野貴志君から報告願います。

9番 松野貴志君。

○9番（松野貴志君） 議席番号9番 松野貴志です。

議長より御指名をいただきましたので、令和5年第1回もとす広域連合議会定例会について、代表して報告をさせていただきます。

今定例会は、2月6日から2月21日までの16日間の会期で開催されました。

今定例会の初日に、広域連合長から16件の議案、議会運営委員会からは1件の議案、合計で17件の議案が提出されました。

初めに、広域連合長提出議案16件について御報告します。

人事に関わる議案は2議案でした。

議案第1号もとす広域連合監査委員の選任については、折戸俊行監査委員の任期が令和5年7月11日で満了するため、新たに江尾友宏氏を選任するための議会の同意を求めるものでした。

議案第2号もとす広域連合公平委員会委員の選任については、公平委員会の高橋卓郎委員の任期が令和5年7月11日で満了するため、引き続き委員として選任したいので、議会の同意を求めるものでした。

次に、条例の制定及び一部改正についての議案は8件ありました。うち、議案第3号もとす広域連合個人情報保護法施行条例の制定について、議案第4号もとす広域連合個人情報保護審査会条例の制定について及び議案第7号もとす広域連合情報公開条例の一部を改正する条例についての3議案は、デジタル社会の形成を図るため、関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、条例の制定等を行うものでした。

また、議案第5号もとす広域連合職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、議案第6号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について及び議案第8号もとす広域連合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につい

ての3議案は、地方公務員法の改正に伴う職員の定年引上げ等を踏まえ、条例の制定等を行うものでした。

また、議案第9号もとす広域連合督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第10号もとす広域連合介護保険条例の一部を改正する条例についての2議案は、指定金融機関及び収納代理金融機関において、令和5年度より督促手数料及び遅延金の確認事務が廃止されることに伴い、条例の制定等を行うものでした。

次に、議案第11号から議案第13号までの3議案は、令和4年度の補正予算についてでした。一般会計は予算の組替えで増減はなし、介護保険特別会計は460万5,000円を増額、老人福祉施設特別会計は5,001万9,000円を減額するものでした。

次に、議案第14号から第16号までの3議案は令和5年度当初予算についてでした。一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計の合計が97億90万円となり、令和4年度の当初予算に比べて金額で9,610万円、率にして1%の増となりました。

なお、令和5年度の当市の負担金は3つの会計の合計で7億536万8,000円となり、令和4年度に比べて金額で1,606万6,000円、率にして約2.3%の増となりました。

広域連合長から提出された16議案のうち人事案件の2議案が初日に同意され、残りの14議案は所管の常任委員会で審査または協議が行われ、2月21日の定例会最終日、委員長の報告の後、質疑・討論・採決を行い、いずれの議案も原案のとおり可決されました。

次に、議会運営委員会発委による提出された議案1件について報告します。

発委第1号もとす広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、個人情報保護制度の改正に伴い、地方公共団体の執行機関に直接適用される法の適用対象外とされた議会における個人情報の取扱いについて、条例の制定を行うものでした。

この議案につきましても、2月21日、定例会最終日、質疑・討論・採決を行い、原案のとおり可決されました。

以上で、令和5年第1回もとす広域連合議会定例会の報告を終わります。

なお、今定例会の議案書及び詳細な資料は議会事務局に預けてありますので、御希望の方は御覧ください。

○議長（若井千尋君） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（若井千尋君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆様、おはようございます。

それでは、4件の行政報告をさせていただきます。

初めに、令和5年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会についてを報告いたします。

令和5年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、去る2月8日水曜日、岐阜市柳津公民館大会議室において開催され、瑞穂市の議員として出席しましたので、その状況について報告いたします。

議案は11件であり、概要は次のとおりであります。

最初に、議案第1号令和5年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ2億6,356万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、市町村からの事務費負担金が2億2,972万6,000円、財政調整基金預金利子による財産収入が1,000円、前年度の繰越金が3,000万円、職員宿舍入居料、職員駐車場使用料等の諸収入が383万9,000円であります。

歳出につきましては、議員報酬等の議会費が174万8,000円、職員の人件費等の総務費が2億6,081万8,000円、予備費が100万円であります。

次に、議案第2号令和5年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出の予算の総額を、それぞれ2,893億2,761万円とするものであります。

歳入につきましては、市町村で徴収した保険料等を含む市町村支出金が533億8,417万9,000円、療養給付費等の公費負担分として国庫支出金、県支出金で1,163億7,774万円、現役世代からの支援金である支払基金交付金が1,148億87万5,000円、高額医療費の共同事業としての特別高額医療費共同事業交付金が1億4,549万円、繰越金が40億8,554万1,000円、第三者納付金等の諸収入が5億3,378万5,000円であります。

歳出につきましては、電算処理費等の総務費が12億6,819万2,000円、療養給付費等保険給付費が2,853億1,617万8,000円となっております。

また、特別高額医療費共同事業拠出金で1億4,564万5,000円、市町村に委託する保健事業費で15億196万1,000円、保険料の還付金及び還付加算金等の諸支出金で3,020万円、予備費で10億6,543万4,000円であります。

次に、議案第3号岐阜県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例の制定についてであります。

個人情報保護法の改正による全国共通ルール適用に伴い、個人情報保護条例を廃止し、新たに法の施行に必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第4号岐阜県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢制に関する条例の

制定であります。

地方公務員法の一部改正に伴い、管理監督職の勤務上限年齢に関し、管理監督職勤務上限年齢を60歳とするが、特殊な事情がある場合は最長5年の延長を可とする規定を定めるため、条例の制定を行うものであります。

次に、議案第5号岐阜県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

個人情報保護法の改正に伴い、個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法施行条例を制定するため、本条例において影響のある箇所を改正するために所要の改正を行うものであります。

次に、議案第6号岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院規則の一部改正に伴い、育児休業等の取得要件を改正するため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第7号岐阜県後期高齢者医療広域連合パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和4年10月から、会計年度任用職員が岐阜県市町村職員共済組合員となったことに伴い、報酬から共済組合の貯金及び疾病予防事業、その他保健事業に係るもの等を控除できるようにするため、また一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正及び岐阜県最低賃金の改定に伴い、パートタイム会計年度任用職員の報酬額を改正するため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第8号岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

保険料均等割額の5割軽減及び2割軽減の対象世帯が、生活水準が変わらなければ引き続き軽減措置の対象となるよう高齢者医療の確保に関する法律施行令の改正がされたため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第9号岐阜県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてであります。

岐阜市推薦の服部剛委員の任期が令和5年3月27日に満了となることから、岐阜市推薦の松井重雄氏を選任したいため、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第10号岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任についてであります。

岐阜市推薦の小島浩一委員の任期が令和5年3月27日に満了となることから、同氏を再選任したいため、議会の同意を求めるものであります。

次に、議員議案第1号岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてであります。

個人情報保護法の改正がされ、全国共通ルールとしての法の規定が地方公共団体に適用され



ますが、議会は法の適用対象から除外されるため、議会独自の個人情報保護条例を制定するものであります。

以上の11議案は、質疑・討論なく、採決の結果、全て承認・可決・同意されました。詳細につきましては、市民部医療保険課に資料が保管されていますので、御覧いただければと思います。

次に、報告第1号専決処分の報告について（損害賠償その1）の報告をします。

令和4年9月6日、瑞穂市十九条366番1地先において、公用車と相手車両が接触した事故について、市の過失割合を1割として損害賠償の額を定めることにつき、専決処分したものであります。

次に、報告第2号専決処分の報告について（損害賠償その2）を報告します。

令和4年11月21日、公用車を岐阜県庁内駐車場に駐車しようとし、公用車の右前方をフェンスに接触した事故について和解し、損害賠償の額を定めることにつき、専決処分したものであります。

次に、報告第3号専決処分の報告について（損害賠償その3）を報告します。

令和3年10月26日、瑞穂市穂積1638番1地先の市道を歩行していたところ、路面の段差が原因で相手方が転倒、負傷した事故について、市の過失割合を3割として損害賠償の額を定めることにつき、専決処分したものであります。

以上、4件について行政報告をさせていただきました。

○議長（若井千尋君） これで行政報告を終わります。

---

#### 日程第5 議案第1号から日程第35 議案第31号までについて（提案説明）

○議長（若井千尋君） 日程第5、議案第1号人権尊重都市宣言の制定についてから日程第35、議案第31号市道路線の廃止についてまでを一括議題とします。

市長提出議案について提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 本日、令和5年第1回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜りましたことをお礼申し上げます。

今年の1月後半には、10年に一度レベルの強烈寒波の影響で、各地で大雪や厳寒を更新するなど寒い日が続いておりましたが、立春を過ぎ、日に日に暖かさを感じるころであります。議員、市民の皆様にお見舞いを申し上げます。

2月6日未明には、マグニチュード7.8の大地震が発生し、トルコとシリアの広範な地域で大きな被害となってしまいました。多くの方がお亡くなりになられ、今なお捜索活動や医療支援など支援活動を行っておられます。この被害で亡くなられた方々への御冥福をお祈りすると

ともに一日も早い復旧・復興を願っております。

令和2年から感染が始まりました新型コロナウイルス感染症に関しましては、全国で約7万人の方がお亡くなりになっておられます。心より御冥福をお祈り申し上げます。感染拡大も現在は収まりつつある状況にありますが、皆様の感染防止の取組にお礼を申し上げます。

国におきましては、1月27日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて、大型連休明けの5月8日に現在の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることが正式に決定されました。先日、2月10日には、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更され、今後のマスク着用の考え方の見直しについて示されたところではありますが、今後は医療費の公費負担やイベントの規制など順次見直されることとなります。国内で初めての感染確認から3年を経て、社会の正常化への大きな転機となります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は依然として感染力が非常に強く、高齢者や基礎疾患のある方には感染による重症化リスクが高く、無症状の方でも後遺症に苦しむことから、実態には変わりはありません。

市においても、引き続きワクチン接種の実施や感染防止対策の徹底に努め、地域の経済対策、物価高騰対策などを講じて、市政全般にわたるまちづくりを職員一丸となって取り組み、明るい日常の生活が戻るように行政運営を進めてまいります。

それでは、開催に当たり、私の所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

令和5年1月23日閣議決定された令和5年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度では、物価高を克服しつつ計画的で大胆な投資を官民連携で推進するなど新しい資本主義の旗印の下、我が国が経済を民需主導で持続可能な成長経路に乗せるための施策を推進する取組を通じ、令和5年度の実質GDP成長率は1.5%程度、名目GDP成長率は2.1%程度と民間需要が牽引する成長が見込まれています。

一方で、消費者の意識調査となります1月の消費者動向調査の消費者態度指数は、12月より0.7ポイント上昇した31ポイントで、消費者マインドの基調判断は「弱い動きが見られる」と上方修正されました。1年後の物価に関する見通しでは、最も回答が多かったのは「5%以上上昇する」が61.6%、消費者の物価予想については「上昇する」と見込む割合は9割を超えています。また、1月25日に発表された月例経済報告によると、景気は今のところ一部に弱さが見られるものの緩やかに持ち直しています。先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって景気が持ち直していくことが期待される、ただし世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れや我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要があるとされています。

さて、昨年閣議決定された国の令和5年度の予算案を見てみますと、予算規模は114兆3,812

億円で、防衛費が大幅に増加し、11年連続で過去最高を更新しております。歴史の転換期を前に未来を切り開く予算と位置づけ、防衛費のほか、脱炭素社会、少子化対策、地方のデジタル化などに重点配分され、歳入面では、税込で法人税や消費税が好調で、新規国債発行額は2年連続で減少となり、めり張りの効いた予算となっています。

令和5年度、国の予算における地方財政対策では、全体規模として、対前年対比プラス1.6%で計画されています。地方税の4%増を中心に全体規模は拡大となり、地方交付税については1.7%の増、臨時財政対策債は44.1%の減が見込まれております。

社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方公共団体が住民のニーズに的確に応えつつ、地域のデジタル化や脱炭素の推進など様々な行政課題に対して行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について令和4年度を上回る額が確保されました。この中には、脱炭素化推進事業債や緊急防災・減災債など、交付税算入のある有利な地方債のメニューがありますので、積極的に活用していく必要があります。

そこで、令和5年度瑞穂市の方針としましては、まず今後の財政状況を的確につかむことが重要となります。市の基幹収入である地方税はロシア・ウクライナの情勢の影響などによる物価高騰が続く中、先行きを見通すことが難しい状況ですが、生産年齢人口の増加や賃上げ等による給与所得の増により増加する予想としております。

また、地方交付税は、さきの地方財政対策により増額を予想しており、交付税措置のある起債を活用するなど、財源を考えながら3つの方針で進めてまいります。

1点目は、昨年、地方創生の3つの拠点を見える形で成長させてきましたが、今年はさらに飛躍させたいと考えております。

まず、サンコーパレットパークですが、季節に応じた特産品の販路拡大、中山道でのにぎわいを創出するなど地方創生の視点を取り入れ、集客、関係人口・交流人口を増やす拠点として定着してきましたので、今後は中山道のまちづくりへとつなげていくように進めてまいります。

次に、犀川遊水地整備事業ですが、犀川遊水地グリーンインフラ基本構想に基づき、公共下水道事業を含めた（仮称）犀川・五六川周辺かわまちづくり計画を策定するための検討業務を行い、公共下水道アクアパークみずほの造成工事や牛牧第1保育所の公私連携保育事業も確実に進めてまいります。

最後に、JR穂積駅周辺整備事業ですが、主要地方道北方多度線別府交差点改良事業、JAぎふ穂積支店跡地であるE x S i t e サードプレイスでのハード・ソフトの両方の事業を連携させ、着実に進めてまいります。

2点目として、今年は5月1日に瑞穂市市制施行20周年を迎える大切な年になります。市制20周年を迎えるに当たり、これまでの瑞穂市の歩みを振り返るとともに「人権」「平和」「環境」の柱の下、未来に向け新たなスタートの年としていきたいと考えております。そして、今

後10年先、50年先も瑞穂市が発展し続けるよう、先人から受け継がれてきた美しい自然や伝承・文化を大切に継承しながら将来に向けて、また、6月11日には、次世代への発信としての記念式典を展開していこうと考えております。

また、20周年記念事業につきましては、計画段階ではありますが、特別企画として、昨年度サンコーパレットパークで開催したMI Z U H Oピクニックを5月のゴールデンウィークにさい川さくら公園にて開催するのを皮切りに、9月にネオクラシックコンサート、3月にNHK公開番組「のど自慢大会」を実施する予定です。さらには、20周年記念事業実行委員会で計画していただきましたモルック大会を11月に開催するため、計画を進めているところです。

3点目は、私のマニフェストでもある健幸都市みずほの施策の推進です。令和4年度から引き続き、市民の皆様が健康で生きがいを持ち幸せな暮らしが送れるよう、老人福祉、児童福祉の充実について可能な限り進めてまいります。

それでは、令和5年度予算案を上程するに当たり、新年度に向けた施策、事業の概要について説明申し上げます。

予算の総額は、全会計で279億5,041万7,000円、前年度対比6.17%の伸びとなり、一般会計においては194億2,000万円と前年度より1,000万円の減、対前年度対比0.05%減で、前年度並みの予算規模となりました。

令和5年度は第2次総合計画の後期計画の3年目となり、引き続き瑞穂市の将来像「誰もが未来を描けるまち瑞穂」を達成するため、この後期計画の基本目標に沿った形で実行していきます。

まず、基本目標1「安全で安心して暮らせるまち」のため、治水・防災の分野での主要事業として、古橋地内遊水池の第2期整備事業等の河川施設整備事業費に2億8,966万6,000円、消防団の小型動力ポンプの積載車両の更新及び小型動力ポンプの購入等の消防施設管理費に1,855万円、防災行政無線のデジタル化整備工事では5,180万7,000円を計上いたしました。いずれも地方交付税算入のある有利な地方債である緊急自然災害防止対策事業債や緊急防災・減災事業債を活用する予定です。

続いて、基本目標2「便利で快適に暮らせる美しいまち」における都市基盤の分野での主要事業として、3つの拠点の一つとなるJR穂積駅圏域拠点化構想推進事業です。ソフト・ハードの両面から、1億5,989万円を計上しました。駅前広場を中心とした地方創生の都市拠点を目指し、今年度も事業を進めてまいります。

また、公園新設改良費では、(仮称)犀川・五六川周辺かわまちづくり計画策定事業として、犀川遊水地グリーンインフラ基本構想に基づく検討業務を1,200万円計上しました。五六閘門周辺整備方針や犀川遊水地グリーンインフラ基本構想に基づく水辺空間での自然環境が有する機能を生かし、市民・民間・行政が一体となり、にぎわいや交流を創出し、地方創生の拠点と

なるよう進めていきます。

交通基盤の分野においては、（仮称）美江寺歩道橋整備事業に683万6,000円の予算を計上しました。

また、私のマニフェストでもある水路転落防止柵の設置や道路舗装などの道路維持補修工事は1億7,828万3,000円計上し、市内の安全・安心な環境整備を進めます。

続いて、基本目標3「心が通う助け合いのまち」では、高齢者福祉の分野で、引き続き高齢者タクシー利用助成などきめ細やかなサービスの充実にも取り組んでまいります。

児童福祉の分野では、ひとり親家庭の子供の生活・学習支援事業に382万8,000円、出産・子育て応援交付金事業に6,796万8,000円を計上いたしました。

医療・健康分野では、乳幼児等のインフルエンザ予防接種助成金を829万5,000円計上しました。

続いて、基本目標4「夢あふれ希望に満ちたまち」の子育て支援の分野においては、放課後児童健全育成事業補助金として1,168万円を計上いたしました。民間事業者主導の放課後児童クラブへの補助を行い、利用環境の拡大を図っていきます。

学校教育分野では、市内小・中学校の施設整備費として1億8,145万9,000円の予算を計上しております。中小学校の大規模改造工事などを実施する予定です。

生涯学習の分野では、3つの拠点の一つとなる地方創生事業（中山道まちづくり基本構想推進分）に1,197万8,000円計上しました。

中山道沿線の主要施設である小簾公園、中山道大月多目的広場（サンコーパレットパーク）、美江寺宿を観光等魅力発信拠点として、にぎわいの創出をしていきたいと思いをします。

続いて、基本目標5「活気あふれる元気なまち」では、商工業分野で、商工業振興費の工場等設置奨励金として2,622万6,000円計上をいたしました。瑞穂市企業立地促進条例に基づく固定資産税相当額となり、実質的な固定資産税の減免措置です。この奨励金が活用されることにより、将来的な市の産業振興につながり、ひいては将来的な市財政にも大きく寄与するものと考えます。また、地域振興券事業費を拡充し、663万円計上しています。

そして、観光・交流分野では、地方創生事業の総合政策課の一般分に734万6,000円計上し、市の魅力発信を進めるため、地域ブランド戦略を進めていきたいと思いをします。

最後に、共通目標として、財政運営の分野において、歳入におけるふるさと応援寄附金を本年度の実績から6億円と見込んだことから、その寄附金報奨事業として3億487万円を計上しました。

歳出全体において、継続している事業である中小学校大規模改造工事や古橋地内遊水池第2期整備事業など大型事業のほか、障害福祉分野での扶助費も近年増加傾向であります。令和5年度予算は骨格予算としたため、政策的な経費の計上を留保し予算編成を行いました。義務

的経費の割合が増大する中、いかに投資的な事業へ割り振るかを考え、バランスを図りながらの新年度予算となります。また、予算編成に当たり、財源不足を将来に少しでも負担をかけないようにするため、市債については対象事業費が交付税算入措置のあるものを積極的に活用し、それ以外は基金の繰入れによる新年度予算編成となっております。

それでは、定例会開催に当たり、今回提案する議案について述べさせていただきます。

今回上程する議案は、人権尊重都市宣言の制定に関する案件が1件、人事案件が1件、和解に関する案件が1件、指定金融機関の指定に関する案件が1件、条例の制定及び改正に関する案件が10件、補正予算に関する案件が6件、令和5年度当初予算に関する案件が6件、市道路線の認定及び廃止に係る案件が5件の合計31件であります。

それでは、順次、提出議案の概要を説明させていただきます。

最初に、議案第1号人権尊重都市宣言の制定についてであります。

市民と一体となって人権意識の高揚と確立を図り、人権の尊重の精神を将来に向けて発信するため、市制20周年を機に人権尊重都市宣言を制定するものであります。

次に、議案第2号人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員 加藤繁利氏の任期が令和5年6月30日に満了となることから、引き続き加藤繁利氏を、また馬渕郁子氏の任期が同日に満了となることから、引き続き馬渕郁子氏を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第3号和解についてであります。

旧穂積町（現瑞穂市）は、企業誘致事業等に際し、瑞穂市穂積字向野3563番、同字関東3359番21、同3359番23の提供を受け、その際に、相手方の土地の隣地の払下げを予定しておりましたが、払い下げる予定の土地は堤防敷地であり、所有権移転登記が不可能であることから、提供を受けた土地の価格相当額を賠償するものであります。

次に、議案第4号瑞穂市指定金融機関の指定についてであります。

瑞穂市指定金融機関の指定の期限が令和6年4月30日であることから、同年5月1日から指定をするものであります。

次に、議案第5号瑞穂市公共下水道事業基金条例の制定についてであります。

公共下水道事業に係る必要な財源を確保し、将来にわたる公共下水道事業の健全な運営に資するための基金を設置することに伴い、市条例の制定を行うものであります。

次に、議案第6号瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定についてであります。

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策について基本理念を定め、市、市立学校、その他関係する者の責務等を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な事項を定めるため、市条例の制定を行うものであります。

次に、議案第7号瑞穂市史編さん委員会設置条例を廃止する条例についてであります。

瑞穂市史編さん作業が終了することに伴い、瑞穂市史編さん委員会を廃止するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第8号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

公務災害補償等認定委員会委員及び公務災害補償等審査会委員の報酬の規定を設け、幼稚園・学校嘱託薬剤師の報酬額を増額するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第9号瑞穂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

岐阜県市町村職員退職手当組合退職手当条例の改正に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第10号瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についてであります。

瑞穂市立穂積中学校屋外運動場改修工事により、同中学校の屋外運動場の照明施設が撤去され、施設の夜間利用ができなくなることに伴い、使用料を変更するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第11号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第12号瑞穂市附属機関設置条例及び瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、市関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第13号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、市関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第14号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行に伴い、市関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第15号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額からそ

れぞれ 8 億 2,885 万 1,000 円を減額し、総額 216 億 4,916 万 7,000 円とするものであります。

また、1 件の継続費の変更、6 件の繰越明許費の追加、10 件の地方債の変更補正をするものであります。

今回の補正予算の歳出としては、事業の完了、事業の確定により 8 億 2,885 万 1,000 円を減額するものであります。

歳入の主なものは、市税で 5,690 万 3,000 円、地方消費税交付金で 1 億 1,000 万円、地方交付税を 1 億 291 万 2,000 円それぞれ増額するのに対し、国庫支出金及び県支出金で 2 億 6,159 万 3,000 円、市債で 4,370 万円を減額し、歳入歳出予算の調整で繰入金 8 億 423 万 7,000 円を減額するものであります。

次に、議案第 16 号令和 4 年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

歳入歳出の予算額の総額から、それぞれ 2,578 万 4,000 円を減額し、総額 47 億 4,604 万 1,000 円とするものであります。

歳出の主なものは、保険給付費で 976 万 6,000 円、保健事業費で 1,102 万 6,000 円を減額するものであります。

歳入の主なものは、県支出金で 444 万 8,000 円、繰入金で 2,439 万 5,000 円を減額するものであります。

次に、議案第 17 号令和 4 年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 555 万 5,000 円減額し、総額を 6 億 6,433 万 8,000 円とするものであります。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金 124 万 8,000 円、保健事業費 252 万 4,000 円を減額するものであります。

歳入は、国庫支出金 240 万 4,000 円を増額し、後期高齢者医療広域連合支出金を 154 万 9,000 円、繰入金 454 万 9,000 円を減額するものであります。

次に、議案第 18 号令和 4 年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）であります。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ 179 万円を減額し、総額を 2,362 万 8,000 円とするものであります。

歳出は、農業集落排水事業費 179 万円を減額し、歳入の主なものとして、一般会計から繰入金 128 万 2,000 円を減額するものであります。

次に、議案第 19 号令和 4 年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第 5 号）であります。

収益的収入及び支出において、収入を 808 万 1,000 円減額し、支出を 1,425 万 1,000 円減額する



ものであります。

資本的収入及び支出において、収入を58万5,000円増額し、支出を5,797万円減額するものであります。

次に、議案第20号令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第4号）であります。

収益的収入及び支出において、収入を447万7,000円増額し、支出を719万4,000円減額するものであります。

資本的収入及び支出において、収入を5,965万円減額し、支出を5,806万8,000円減額するものであります。

次に、議案第21号令和5年度瑞穂市一般会計予算であります。

地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出の予算総額をそれぞれ194億2,000万円と定めるほか、1件の継続費、6件の債務負担行為、11件の地方債を設定するものであります。

歳出の主なものは、予算額順に、民生費が78億1,097万円と最も大きくなっております。これは、障害者福祉費、老人福祉費、児童手当費、保育所費などの社会保障経費によるものであります。

次に、総務費が29億4,498万3,000円となっており、主なものは総務管理費の自主運行バス事業費、本庁舎管理費、ふるさと応援寄附金における報奨事業及び庁舎建設の基金積立事業となっております。

次に、教育費では、中小学校の大規模改造工事などで25億1,415万7,000円、土木費が18億8,606万2,000円、衛生費が17億2,532万8,000円の順となっております。

次に、歳入の主なものは、市税、地方交付税等の一般財源が118億516万8,000円、負担金、使用料等が4億575万8,000円、国・県支出金が39億9,136万9,000円、寄附金が6億8万円、市債が6億1,600万円となっております。さらに、財政調整基金、公共施設整備基金、ふるさと応援基金の活用により、繰入金を11億7,824万3,000円としております。

次に、議案第22号令和5年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ46億2,816万4,000円と定めるものであります。

歳出の主なものは、保険給付費31億2,708万6,000円、国民健康保険事業費納付金13億1,822万3,000円、保健事業費6,862万7,000円であります。

歳入の主なものは、国民健康保険税8億6,131万円、県支出金31億7,317万7,000円、繰入金が5億8,776万6,000円であります。

次に、議案第23号令和5年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ6億8,430万9,000円と定めるものであります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金6億4,186万6,000円、保健事業費3,442

万円であります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料5億537万2,000円、繰入金が1億4,793万2,000円  
であります。

次に、議案第24号令和5年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,717万5,000円と定めるものであります。

歳出の主なものは、施設管理費1,549万7,000円、公債費1,067万8,000円となります。

歳入の主なものは、使用料及び手数料612万3,000円、繰入金2,005万1,000円となります。

次に、議案第25号令和5年度瑞穂市水道事業会計予算であります。

地方公営企業法第24条第2項の規定により議会に提出するもので、業務の予定量を、給水戸  
数を1万9,800戸、年間総給水量を506万1,000立方メートルとしました。

収益的収入及び支出においては、収入予定額を6億457万7,000円、支出予定額を5億7,794  
万6,000円と定め、資本的収入及び支出においては、収入予定額を7,889万1,000円、支出予定  
額を4億3,921万3,000円と定めるものであります。

次に、議案第26号令和5年度瑞穂市下水道事業会計予算であります。

業務の予定量を、接続戸数1,000戸、年間総排水量30万6,000立方メートルとしました。

収益的収入及び支出においては、収入予定額を2億9,767万7,000円、支出予定額を2億379  
万5,000円と定め、資本的収入及び支出においては、収入予定額を19億544万5,000円、支出予  
定額を19億6,981万5,000円と定めるほか、1件の債務負担行為、1件の企業債を設定するもの  
であります。

最後に、4件の市道路線の認定及び1件の市道路線の廃止について、一括して御説明します。

議案第27号市道路線の認定について（その1）、議案第28号市道路線の認定について（その  
2）、議案第29号市道路線の認定について（その3）、議案第30号市道路線の認定について  
（その4）、議案第31号市道路線の廃止についてであります。

市道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により市道路線を認定するもの  
であります。

瑞穂市の市道の認定に関する基準の規定により、都市計画法に規定する開発事業に伴う管理  
引継ぎをするものが14路線、国または県の道路計画によるものが5路線、市の道路計画による  
ものが2路線、道路法の適用を受けず道路のように供されている土地で認定する必要があると  
認めるものが3路線、計24路線を認定する事由に応じて提出させていただきました。

また、市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第3項の規定により市道路線を廃止す  
るものであります。

内訳としましては、国、県及び市の道路整備計画による既存市道の路線の起終点を変更する  
ものが11路線であります。

以上、31件の提出議案について概要説明をさせていただきました。よろしく御審議を賜りまして適切なる御決定を頂きますようよろしくお願いを申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。

御清聴いただきましてありがとうございます。

○議長（若井千尋君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時36分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第2号を、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

---

#### 議案第2号について（質疑・討論・採決）

○議長（若井千尋君） 議案第2号人権擁護委員の候補者の推薦については、2名の委員について議会の意見を求められております。

そこでまず、加藤繁利君を人権擁護委員の候補者とする件の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では、起立採決と併せて採決システムを使用し、賛成または反対ボタンを押していただきますようお願いを申し上げます。

これから、加藤繁利君を人権擁護委員の候補者とする件を採決します。

人権擁護委員の候補に加藤繁利君を適任とする意見の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、人権擁護委員の候補に加藤繁利君を適任とすることに決定しました。

次に、馬淵郁子君を人権擁護委員の候補者とする件の質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

17番 松野藤四郎君、前へ願います。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野ですけれども、今回2名の方が対象になっているんですけれども、男の方4名、女性5名という、いいんですけれども、これ全般的にですけれども、年齢的に学校の先生を辞められて、それから、こういう公職に就かれるんですけれども、年齢の制限というのは何か、基本的なものはあるかなということをちょっと確認したいんですけれども、よろしく願います。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 失礼いたします。

年齢制限でございますが、新任の方ですと68歳以下、再任ですと75歳未満ということになっておりまして、ただし特別な事情がある場合は、年齢制限はなしで就任できるということになっております。以上です。

○議長（若井千尋君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、馬淵郁子君を人権擁護委員の候補者とする件を採決します。

人権擁護委員の候補に馬淵郁子君を適任する意見の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、人権擁護委員の候補者に馬淵郁子君を適任とすることに決定しました。

議案第2号人権擁護委員の候補者の推薦については、両名とも適任することに決定しました。

---

日程第36 発委第1号及び日程第37 発委第2号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（若井千尋君） 日程第36、発委第1号瑞穂市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について及び日程第37、発委第2号瑞穂市政治倫理条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

提出議案について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長 藤橋礼治君。

藤橋委員長。

○議会運営委員長（藤橋礼治君） 議席番号18番 藤橋礼治でございます。

ただいま御指名をいただきましたので、先般、議会運営委員会を開催いたしまして、そのときに今からの件が出ましたので、今議長のほうから説明ということを言われましたが、細かい点につきましてはまだ説明といたしますか、相談はしておりませんので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（若井千尋君） 藤橋委員長に申し上げます。

今、趣旨説明を求めておりますので、この発委に関しましての趣旨説明をもう一度行っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議会運営委員長（藤橋礼治君） 議席番号18番 藤橋礼治でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、発委第1号瑞穂市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について及び発委第2号瑞穂市政治倫理条例の一部を改正する条例について趣旨説明をさせていただきます。

初めに、発委第1号の提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、令和5年4月1日から、地方議会は法の適用が対象外とされました。しかし、議会では、個人情報の適正な取扱いに関し必要なことを定めるとともに、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ個人の権利利益を保護するため、市議会の独自の条例制定を行うものです。

次に、発委第2号の提案ですが、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、瑞穂市議会議員に係る請負に関する規則及び緩和について所要の改正を行うため、市条例の改正を行うものでございます。

以上、議員の皆様へ御審議をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（若井千尋君） これで趣旨説明を終わります。

これより、発委第1号瑞穂市議会の個人情報の保護に関する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（若井千尋君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、発委第1号瑞穂市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について反対討論をさせていただきます。

今回のこの議案は、一昨年5月に成立をしましたデジタル関連法、これの重要な柱の一つである個人情報保護法、これが今年の4月からの執行分に伴うもので、市議会独自に個人情報保護条例を制定する必要があるということで今回の提案に至ったわけであります。

昨年の12月議会におきましても、私述べさせていただきましたけれども、この個人情報保護法の言わば最大の目的、これは国や自治体が収集しました個人情報を本人の許可もなく企業に売り、企業のもうけに利用させていくということで、本来の個人情報保護については後退をしている、そういったものになっております。特にこれまで各自治体で積み上げてきた個人情報保護、こういったものをリセットする、白紙に戻してしまう、そういったことにもなっていました。

幸い、今回の議会の条例案については、このように直接関わる条項は含まれていないというふうに私は思っております。そういった範囲ではいいんです。そういった意味で、これまでの市議会の個人情報の取扱いについて、今回廃止となる瑞穂市個人情報保護条例、これにこれまでの市議会の個人情報の取扱いは、よってきました。私は、おおむねこれまでの条例の内容の範囲で十分だと考えております。ところが、今回の条例案では、2点について、その範囲を逸脱しているのではないかとというふうに考えております。

1つは、第26条の開示決定等の期間に関して、これまで15日以内としていたものを30日以内とする、この点であります。議会運営委員会での質疑の際、執行機関が定める期間とそごが生じる、そういったことで同一の日数にしたと、そういった説明がありました。

全国市議会議長会のQ&Aには、確かにそごが生じるので、その点には検討をする必要があると、そのような説明をされております。しかし、それは結果的には、それぞれのところで判断すべき内容であると示されているところであります。したがって、執行機関とのそごが生じると、それだけの理由では説明が不十分ではないかと考えております。日数が違っても実

務的には何ら問題は生じません。

また、現実問題として、議会が保有する個人情報には多数の関係者が介在するというような内容のものはあまりありません。したがって、開示請求があったとしても、そんなに日数がかかるということは想定し難いと思われます。そして、そのことは結果的に旧来よりも決定に要する期間を短くする、それは請求者の期待に反するものではないか、そのように考えます。

2つ目の問題、これはこれまでの条例には存在しなかった仮名加工情報、あるいは匿名加工情報、こういったものを第2条において定義をしております。さらに、第15条及び第16条において、その取扱いに関する義務についても定められているところであります。

しかし、そもそも瑞穂市議会においては、このようなものが対象になる情報は存在しない、そのように考えられます。存在しないものために規定を設けることは誰にとっても非常に分かりにくい条例になってしまいます。市民の側からすれば複雑な条例としか見えない。私も、そして議会運営委員会での質疑の際には、将来的な法改正なり必要性が出てきた場合には対応がしやすい、そういった説明でございました。しかし、あまりにも可能性が少ない、将来の心配を今からする必要はないのではないか。特にこの新たな文言は、国の個人情報保護法の一番問題となる、指摘されている箇所でもあります。単に国に付度するだけの不必要な内容は削除すべきではないかと思えます。

以上の2点から、瑞穂市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、この2点ということで理由とさせていただきます、反対をさせていただきます。以上です。

○議長（若井千尋君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 13番 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 議席番号13番 庄田昭人。

発委第1号瑞穂市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について賛成討論をさせていただきます。

この個人情報の保護に関する法律については、令和5年4月1日より、地方公共団体、執行機関に直接適用される法の規定が、地方議会により、国会や裁判所や法による個人情報の取扱いに係る法律の対象となっていないことの整合性を図るため対象外となっておるので、この議会における個人情報の取扱いについて議会独自の個人情報の保護に関する条例を制定しなければならない。

なお、条例の制定については、法の趣旨を踏まえるとともに執行機関の取扱いとの整合性を図ることが基本であり、扱いをしっかりとしなければならないことと私は考えます。

今回の個人情報に関する条例の制定については、4月1日からの改正によるということでありますので、これはしっかりと制定をしなければならない。議会が保有する、また個人情報の

開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることが大切であると私は考えます。

議会の事務の適正かつ円滑な運営を図り、それが個人情報の権利利益を保護するものだと考えておりますので、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（若井千尋君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。

発委第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立多数です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

これより、発委第2号瑞穂市政治倫理条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第2号を採決します。

発委第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（若井千尋君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。大変お疲れさまでした。

延会 午前10時57分